

# 大阪府ソフトボール協会公認審判員規程

## （目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、日本協会）公認審判員規程にのっとり、大阪府ソフトボール協会（以下、本協会）および支部協会・連盟が主催・主管する大会の運営並びに審判権威と公正を期するため、本規程の定めるところにより、公認審判員制度をもうける。

## （公認審判員の種別）

第2条 公認審判員の種別は、日本協会が認定する第1種公認審判員、第2種公認審判員、第3種公認審判員および本協会が認定する大阪府公認審判員とする。

第3条 第1種公認審判員は、全国大会の審判をすることができる練達可能な技術と見識を持った者で、日本協会の定める手続きを経て、日本協会会長よりその資格を付与された者とする。

第4条 第2種公認審判員は近畿（地域的）大会、第3種公認審判員は大阪府下の大会の審判をすることができる熟達した技術と見識を持った者で、日本協会規程に定める手続きを経て、日本協会会長よりそれぞれ資格を付与された者とする。

第5条 大阪府公認審判員は、各支部内の大会の審判をすることができる情熱と技術を持ち、本規程に定める手続きを経て、本協会会長より資格を付与された者とする。

## （公認審判員認定委員会）

第6条 公認審判員の認定に関する事項を処理するため、第2条に定める種別毎に公認審判員認定委員会を開く。

第7条 第1種公認審判員認定委員会は日本協会が委嘱した認定委員長およ

び認定委員をもって構成し、第 2 種公認審判員認定委員会は近畿ソフトボール協会、第 3 種公認審判員認定委員会および大阪府公認審判員認定委員会は本協会がそれぞれ前条に準じて委嘱した認定委員長および認定委員をもって構成する。

第 8 条 前条の大阪府公認審判員認定委員長は本協会の審判委員長が任命し、認定委員は理事会の承認を得た委員で構成する。尚、大阪府公認審判員認定会の名称を大阪府公認審判員認定講習会と改める。

第 9 条 第 3 種公認審判員認定委員会および大阪府公認審判員認定委員会は認定委員長が掌理する。

#### (公認審判員認定)

第 10 条 公認審判員の認定は、各認定委員会が支部の議を経て、期日・場所・その他細目を定めて開催する認定会でこれを行う。

第 11 条 認定会における認定は、競技規則に関する講習および審判の実技の講習 2 科目を行い、その適否決定する（原則筆記試験は行わない）

第 12 条 各認定委員会が前条により、公認審判員として資格を認定したときは定められた様式により日本協会および本協会に認定報告書を提出するものとする。

#### (公認審判員証等の交付)

第 13 条 前条の報告書に基づき、日本協会公認審判員は日本協会より公認審判員認定証・徽章・ワッペンが、また府公認審判員は本協会より認定証・ワッペンがそれぞれ交付される。

#### (公認審判員の登録)

第 14 条 公認審判員認定書（第 1 種～第 3 種・府公認）を交付された者は、本協会を通じて、また府公認審判員は本協会へ毎年公認審判員として登録しなければならない。また、年度登録をしなかった者は原則としてその資格を失うものとする。

第 15 条 公認審判員に登録された者には、日本協会および本協会より所属支部協会・連盟を通じてその年度のワッペンおよびルールブック・競技者必携が配布される。ワッペンは携帯する。

第 16 条 公認審判員は、その年度のワッペンを携帯しなければ全ての公式試合の審判を担当することはできない。

(公認審判員の所属)

第 17 条 公認審判員は本協会内の支部協会・連盟に所属しなければならない。

(公認審判員の異動)

第 18 条 公認審判員が、その所属する支部協会・連盟より他支部協会・連盟へ異動するときは、相互の所属長を通じて承諾書を本協会へ提出しなければならない。

第 19 条 公認審判員が、その所属する支部協会・連盟より他支部協会・連盟へ異動するときは、本協会を通じて届けなければならない。

(認定会参加資格)

第 20 条 第 1 種公認審判員認定会には、第 2 種公認審判員の資格を取得して 2 年を経過し、かつ本協会の会長および審判委員長の推薦を得た者でなければ参加することができない。

第 21 条 第 2 種公認審判員認定会には、第 3 種公認審判員の資格を取得して 1 年を経過し、かつ本協会の会長および審判委員長の推薦を得た者でなければ参加することができない。

第 22 条 第 3 種公認審判員認定会には、大阪府公認審判員の資格を取得して 1 年を経過し、かつ本協会所属 支部協会・連盟の推薦を得た者でなければ参加することができない。

(認定会参加手続き)

第 23 条 前条の各認定会に参加しようとするときは、本協会所属支部協会・連盟より所定の様式の申込書に氏名・生年月日・住所・職業・活動経歴および資格の有無など必要事項を記入し申し込まなければならない。

(公認審判員の資格の喪失)

第 24 条 公認審判員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1)第 14 条の年度登録を怠ったとき。

(2)大会の審判委嘱を受けたにも拘らず、特別の事由がなくその任にあたらなかったとき。

(3)所属支部協会・連盟を離れ、第 17 条および第 18 条の届けをしなかったとき。

(4)公認審判員として任務遂行上不適当と認めたとき。

(改 廃)

第 25 条 本規程は、必要に応じ本協会理事会の議を経て改廃することができる。

付 則 本規程は、平成 16 年 4 月 14 日より施行する。

令和 2 年 4 月 29 日一部改正

関連規約

- ① 日本ソフトボール協会「公認審判員規程」
- ② 大阪府ソフトボール協会「規約」
- ③ 大阪府ソフトボール協会「審判委員会規則」